香川県中心市街地商店街活性化支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 香川県中心市街地商店街活性化支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号)の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、市町のまちづくりビジョンに沿って市町又は商店街団体等が行う中心 市街地商店街活性化事業に要する経費の一部を補助することにより、中心市街地商店街 の活性化と地域経済の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱における用語の定義は、以下に定めるところによる。
- (1)「まちづくりビジョン」とは、あらかじめ市町が次に掲げる事項を定めたものをいう。
 - ①中心市街地活性化の目的
 - ②中心市街地とするエリア
 - ③中心市街地商店街の現状と課題
 - ④目指す中心市街地像
 - ⑤中心市街地商店街活性化支援策
- (2)「商店街団体等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ①商店街振興組合
 - ②商工会議所又は商工会
 - ③商店街等を形成している任意の団体
 - ④事業協同組合
 - ⑤まちづくり会社
 - ⑥特定非営利活動法人
 - ⑦社会福祉法人
 - (8)専門学校、大学等の教育機関
 - ⑨その他知事が適当と認める団体

(補助対象経費及び補助金の額等)

- 第4条 補助事業区分、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。
- 2 補助金の額は、市町が定めた要綱等に基づき、補助金をその財源の一部として商店街 団体等に交付する事業(以下「間接補助事業」という。)により、市町が商店街団体等に 交付する補助金額の2分の1以内とする。
- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 次に掲げる事業及び経費については、補助の対象としない。

- (1) 同一年度において、国その他の団体からの助成を受けて実施する事業
- (2) 土地に係る権利の取得に要する経費

(補助金の交付申請)

第5条 市町は、補助金の交付を受けようとするときは、まちづくりビジョン(様式第1) 及び補助金交付申請書(様式第2)を、別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付決定)

- 第6条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第3)により市町に通知するものとする。
- 2 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

- 第7条 市町は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の内容又は経費の配分変更)

- 第8条 市町は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、補助事業の内容(経費の配分)の変更承認申請書(様式第4)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる変更の場合を除く。
 - ① 交付の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的に交付の目的の 達成に資するものと考えられる場合
 - ② 交付の目的及び補助事業の能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - (2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額 の10パーセント以内の流用増減を除く。
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は 条件を付すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 市町は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業の中止(廃止)承認申請書(様式第5)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 市町は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき 又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第6) を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第11条 市町は、補助事業が完了したとき又は第9条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業の実績報告書(様式第7)に、知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 市町は、前項の事業実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税 に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税 額を減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

- 第12条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条に基づく変更承認をした場合は、その変更承認された内容)及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第8)により市町に通知するものとする。
- 2 知事は、市町に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える 補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.9 5%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の精算払及び概算払の請求)

- 第13条 市町は、前条の通知を受けた後、補助金の精算払を受けようとするときは、 補助金精算(概算)払請求書(様式第9)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 知事は、第9条による承認をしたときは、第6条及び第8条による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 2 知事は、市町が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は 一部を取り消すことができる。
 - (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為があったとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
 - (4) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (5) その他補助事業の施行について不正の行為があったとき。

- 3 知事は、前項に該当するものとして補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を命ずるものとする。
- 4 知事は、第2項に基づく取消しを行い、第3項に基づく補助金の返還を命じる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命じるものとする。
- 5 第3項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12条第3項の 規定を準用する。

(補助金の経理等)

第15条 市町は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理 し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存 しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条 市町は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第10)により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第17条 市町は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」 という。)については、補助事業の完了後、財産台帳を作成し、善良な管理者の注意をも って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 市町は、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の 物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするとき(以下「取得財産等の処分」とい う。)は、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書(様式第11)を知事に提出し、その 承認を受けなければならない。

ただし、その取得財産等が取得価格若しくは効用の増加価格が50万円未満の場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)による耐用年数を経過した場合には、この限りではない。

- 3 市町は、処分を制限された取得財産等について第18条第4号の承認をしようとする ときは、あらかじめ、取得財産等の処分承認申請書(様式第12)を知事に提出し、そ の承認を受けなければならない。
- 4 知事は、市町又は商店街団体等が取得財産等を処分することにより、市町に収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(商店街団体等の交付の決定をする場合に付すべき条件)

- 第18条 市町は、間接補助事業により、間接補助金を商店街団体等に交付するときは、 次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 第7条から第12条まで及び第14条から第17条第1項までの定めるところに準ずること。
 - (2) 商店街団体等が、間接補助事業により整備された施設の運営、貸与により収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがあること。
 - (3) 商店街団体等は、間接補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、間接補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこと。
 - (4) 商店街団体等が、市町が別に定める期間内に、間接補助事業による取得財産等の処分をしようとするときは、市町の承認を受けなければならないものとすること。 この場合において市町は、当該取得財産等が別に定める期間を経過している場合を

除き、商店街団体等が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させなければならないこと。

(その他必要な事項)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 香川県商店街等活性化促進事業費補助金交付要綱(平成16年4月1日施行)は、平成25年3月31日限りで廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の補助金交付要綱に基づく補助金については、なお従前の例 による。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

加弘 (初至本國所)			
事 業 名	事業内容	補助対象経費	補助率
まちづくり 戦略事業	複数の商店街団体等が連携 して取り組む広域的事業又 は商店街団体等が他団体と 共同して取り組む事業	事業に必要な経費	補助対象経費の 3分の1 (空き店舗を活用 する場合は2分の 1)
	情報化機器整備等を図る事業	事業に必要な経費	補助対象経費の 3分の1
空き店舗対策 事業	商店街団体等が、自ら空き店 舗を利用して実施する事業	店舗等賃借料(12 カ 月以内)※2、改装費、 その他事業に必要な	補助対象経費の 2分の1
	テナント・ミックス管理事業 ※1	経費	
電力需給対策事業	省エネ設備等の導入による経 費節減・環境改善等につながる 事業	施設・設備の整備等に必要な経費	補助対象経費の 3分の1
安全安心対策事業	安全な環境を整え、安心に過ご せる場とするための設備の設 置や改修事業	施設・設備の整備等 に必要な経費	補助対象経費の 3分の1
街並み整備・ 保存事業	街並み整備に係る施設の設置 及び地域資源となる建造物等 の取得・改修事業	施設・設備の整備等 に必要な経費	補助対象経費の 3分の1

※1: テナント・ミックス管理事業とは、商店街団体等が、必要な業種・業態の適正配置を 図るため、空き店舗を賃借し、テナント(中小企業者に限る。)に転貸する事業。 ※2: テナント・ミックス管理事業における店舗等賃借料は、テナントからの転貸収入を除く。